

世田谷区国保・国保組合加入者用

※裏表あり

高額な医療費の支払いがある場合の医療費の申請について

高額な医療費の支払いがある場合、高額療養費制度に該当する場合があります。

高額療養費制度とは、同じ月に支払った自己負担額（保険診療分の医療費）が、自己負担限度額（所得区分により異なる）を超えた場合に、その超えた金額が加入している健康保険から払い戻される制度です。

また、ご家族に同じ国保・国保組合ご加入の方がいる場合、同月に、21,000円以上自己負担が生じた場合は、合算して自己負担限度額を超えた金額が払い戻しされる可能性があります。（12ヵ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合は、自己負担限度額が引き下げられることがあります。）

上記に該当の場合、加入している健康保険で手続きを行い、自己負担限度額を超えた金額の払い戻しを受けてください。差額分を子ども医療費として助成します。

○世田谷区国民健康保険	<ul style="list-style-type: none">・対象となる方には該当月からおおむね3か月後に高額療養費の申請書が郵送されるため、国保年金課保険給付係へ高額療養費の申請をする。・高額療養費の支給決定前でも、子ども医療費の申請は可能ですが、子ども家庭課より国保年金課保険給付係へ支給決定の照会を行うため、振込まで通常よりも時間を要します。・高額療養費支給決定通知書の提出は任意です。
○国民健康保険組合 (全国土木建築健康保険組合、 東京美容健康保険組合等)	<ul style="list-style-type: none">・高額療養費の詳しい内容や手続き方法については、ご加入の健康保険組合やお勤め先の担当者にお問い合わせください。・健康保険組合が支給決定後、下記を揃えてご申請ください。<ul style="list-style-type: none">① 医療助成費支給申請書【6号様式】② 領収書原本（原本）③ 高額療養費支給決定通知書（原本） <p>※世田谷区への申請の際に高額療養費に該当しない旨をお伝えいただいた場合、世田谷区より、ご加入の健康保険組合へ照会をさせていただきます。その後、高額療養費非該当の回答が得られない場合（個人情報保護のためなど）、申請書をお返しさせていただく場合がございます。その場合、別途書類をご提出いただきます。</p>

【申請・お問い合わせ先】 世田谷区 HP ページ ID : 1302
世田谷区子ども・若者部 子ども家庭課 子ども医療・手当担当
〒154-8504
世田谷区世田谷 4-22-33
Tel03-5432-2309

社保・共済組合加入者用

※裏表あり

高額な医療費の支払いがある場合の医療費の申請について

高額な医療費の支払いがある場合、高額療養費制度に該当する場合があります。

高額療養費制度とは、同じ月に支払った自己負担額（保険診療分の医療費）が、自己負担限度額（所得区分により異なる）を超えた場合に、その超えた金額が加入している健康保険から払い戻される制度です。

社会保険・共済組合にご加入の方は、世田谷区では一律の基準（所得区分ウ）で自己負担限度額を算定しています。

【自己負担限度額の算定基準（区分ウ）】

$$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$$

(例) 総医療費 500,000 円 自己負担額 150,000 円（3割負担）の場合
 $80,100 \text{ 円} + (500,000 \text{ 円} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\% = 82,430 \text{ 円}$

自己負担限度額は 82,430 円となり、子ども医療助成費でお支払いできる額は、82,430 円となります。

自己負担額 150,000 円から自己負担限度額 82,430 円を差し引いた 67,570 円については、健康保険組合等から高額療養費として支給を受けてください。

- 社会保険・共済組合にご加入の方は、一律の基準（区分ウ）で算定するため高額療養費に該当する場合でも、支給決定通知書の提出は不要です。
- すでに限度額認定証等の提示により、高所得の（区分ア）、（区分イ）で適用を受けている場合においても、（区分ウ）の基準額による払い戻しになります。差額の実費分はご加入の健康保険組合から追加支給を受けてください。
- 高額療養費の詳しい内容や支給方法については、ご加入の健康保険組合やお勤め先の担当者にお問い合わせください。
- 健康保険組合から追加給付に関して、資料の提供等を求められた場合等は、下記担当までご相談ください。

【申請・お問い合わせ先】 世田谷区 HP ページ ID : 1302

世田谷区子ども・若者部 子ども家庭課 子ども医療・手当担当

〒154-8504

世田谷区世田谷 4-22-33

TEL03-5432-2309